国有林野
事業の取組

近畿・中国森林管理局

国有林と民有林が連携した森林整備の推進

進む森林整備(八川共同施業団地)▲

近畿中国森林管理局では、国有林と民有林が連携して一体的に路網や森林の整備をする「森林共同施業団地」の設定を進めています。

森林整備の効率化を図る上では、施業の集約化により事業量を確保し、一体的な作業道整備や機械化によりコストの低減を図ることが必要です。

近畿中国森林管理局では、国有林の所在する地域の林業関係者に働きかけ、民有林と国有林が一体となって施業を行う「森林共同施業団地」の設定に取り組んでいます。この取組は、平成19年5月の島根県奥出雲町(八川地域)での共同施業団地の設定から始まり、平成22年7月時点で近畿・中国地域の6府県、30箇所まで広がっています。

管内の団地化は島根県から

島根県内の国有林は、間伐等の森林整備の必要箇所が多く、路網の整備が課題ですが、小面積で分散していることから、効率的な森林施業・路網整備が困難な状況でした。こうした状況は、国有林周辺の民有林でも同様だったことか

島根森林管理署管内
森林共同施業団地 位置図

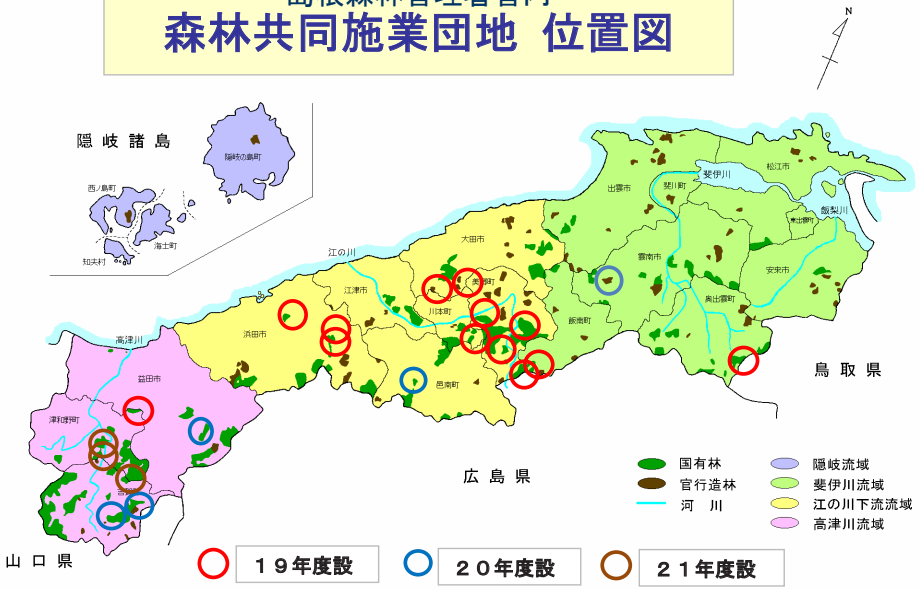

ら、平成18年頃から島根森林管理署と民有林関係者(県、流域林業活性化センター、森林農地整備センター水源林整備事務所など)が、共通した課題の解決に向けて話し合いを進めることになりました。約半年の協議の結果、島根県下全域で国有林と民有林が連携して、効率的な路網整備や、間伐などの森林整備を行うことで基本的な合意がなされ、「森林共同施業団地」を設定していくことになりました。

平成19年5月に奥出雲町(八川地域)において約300haの団地が設定されたのをはじめとして、平成21年度末までに21箇所の団地が設定され、それらの地域において、作業道の開設47㎞、森林整備(間伐)面積 1千haが実施され、2万1千㎥の間伐材が販売されました。

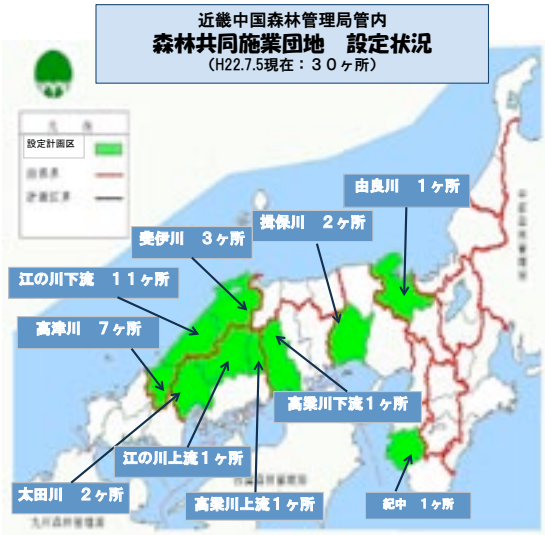

団地設定は管内各地へ

森林の規模等の状況が似た国有林と民有林が隣接しており、施業の必要があった島根県では、関係者の合意の下、団地設定が進みました。しかし、他の府県では、島根と森林の規模や配置状況等が異なるにも関わらず、「森林共同施業団地の設置は島根県のように小面積・分散的な森林で行うもの」という固定観念が先行したため、なかなか団地化は進みませんでした。そのため、他府県で団地化を進める際には、固定観念にとらわれずに、それぞれの地域の特性に合った形態の団地設定を模索するようにしました。

団地化に向けての具体的な取組としては、市町村や森林組合との共通の図面の作成、水源林整備事務所や公社等の関係者への働きかけ、団地化を進める府県の担当者を加えた会議の開催、県知事等と森林管理局長が連携を約束する覚書の締結等を行い、団地設定の必要性、効果等についての認識の共有、設定可能な規模などについての意見交換を進めました。

その結果、奥地の国有林と下流側の比較的小規模な民有林による団地(兵庫県宍粟市千種町三室地域等)をはじめとして、国有林と大規模民有林からなる団地、公的森林(県・市町村有林等)からなる団地等、隣接する森林の規模や所有形態、協定相手の数等の異なる様々な形態の団地が設定され、平成21年度以降、島根県以外の近畿・中国地方において、新たに5府県、9箇所の団地が設定されました。

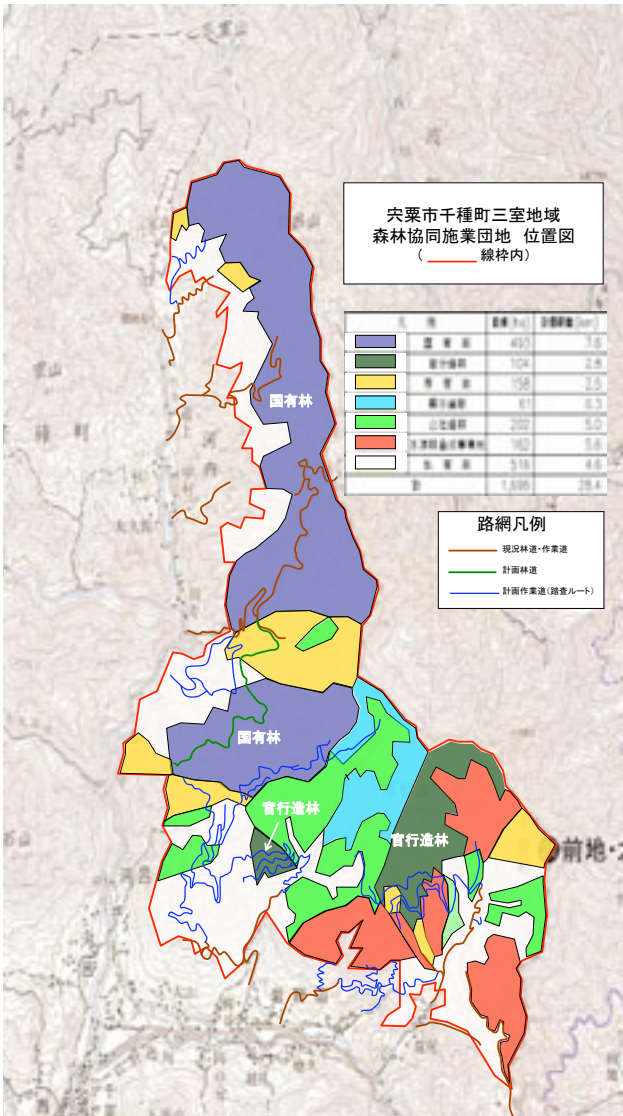

更なる広がりに向けて

森林共同施業団地の設置によって施業を集約化した地域では、効率的な作業路網の配置が進み、それに伴って森林整備も進んでいます。特に、それまで路網が整備されていなかったため、搬出できずに林内に残されていた間伐材が、路網の整備と高性能林業機械の導入により、出材され利用されるようになるという効果も見られています。

施業の集約化は、各府県、各地域によりそれぞれ条件が異なるために、一つの事例を持って普及を図ろうとしても、容易に進むものではありません。このため、各森林管理署等が中心となって関係者に積極的に働きかけを行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な考え方を持って隣接森林所有者と話し合う機会を作ることが重要です。近畿中国森林管理局では、引き続き、国有林と民有林が一体となった森林共同施業団地の更なる広がりを通じて、施業の集約化・効率化を推進し、地域林業の振興に貢献して参りたいと考えています。